

答 申 書

平成24年11月13日

東大阪市特別職の議員報酬等審議会

平成24年11月13日

東大阪市長 野田 義和 殿

東大阪市特別職の議員報酬等審議会
会 長 大 窪 久 代

市長及び副市長の給料のあり方及び額について(答申)

平成24年8月8日付け東大阪行職第383号をもって諮問のありました、東大阪市長及び副市長の給料のあり方及び額について、本審議会は公正かつ慎重に審議を重ねた結果、次のとおりの結論に達しましたので答申いたします。

なお貴職におかれましては本答申を十分に尊重され、適切な措置を講じられることを望みます。

記

1. 市長及び副市長の給料額の改定

市長及び副市長の給料額については、次のとおり改定することが妥当である。

市 長	給料月額	1,030,000円
副市長	給料月額	870,000円

2. 改定時期

改定時期については、平成25年1月1日からとすることが妥当である。

3. 諮問・答申に至るまでの経緯

本審議会における直近の市長等の給料額に関しては、平成8年10月に答申されている。その内容は一般職の職員の給与改定状況、全国類似都市での直近の市長等の給料額の水準及び改定状況、また近隣市の市長等の給料額の水準を総合的に勘案して、引上げという内容のものであった。

この答申にもとづき同月に改定されたが、市長等の給料はその後16年間にわたり改定が行われず現在に至っている。この間、景気の低迷や、行財政改革の必要性のもとで、市長等の給料額については、臨時特例的な措置として、平成15年度には給料額の5%、平成16年度から当分の間、給料額の10%削減を実施し、現在まで継続している状況にある。

かかる経過のもと、臨時特例的な減額措置を廃止し、改めて適正な額について審議、答申するよう、市長から本審議会に対して諮問がなされたところである。

これを受けて本審議会は、「社会経済情勢の変動」・「一般職の職員の給与改定の状況」・「他市の市長等の給料額との均衡」・「本市の財政状況」・「市長等の職責・職務の重要性」の5つの考慮すべき要素を基本として、多角的に検討を加えるとともに、現在行われている臨時特例的な減額措置との比較も含めた幅広い視点で、適正な給料額についての厳正かつ公正な審議を行った。

4. 答申にあたり考慮した要素

(1) 社会経済情勢の変動

平成8年の前回改定時からの社会経済情勢の変動については、GDP（国内総生産）の推移状況、全国及び本市の工業統計調査における製造品出荷額等の推移状況、全国及び本市の商業統計調査における年間商品販売額の推移状況、民間給与実態統計調査における給与所得者平均給与の推移状況、全国及び本市の消費者物価指数の推移状況について検証を行ったが、いずれも横ばい又は減少傾向となっている。

さらに平成20年のリーマン・ショックの影響や、欧米経済の減速不安に端を発した世界同時株安などにより、景気の低迷はさらに長期化する傾

向にある。

(2) 一般職の職員の給与改定の状況

本市の一般職の職員の給与については、公務員給与と民間賃金との較差是正を勧告する国家公務員に対する人事院勧告に準じて改正を行ってきている。このため本市の一般職の職員の給与改定の状況は、時々民間賃金の推移を反映しているものと言える。具体的に前回答申時の平成8年度から平成24年度までの本市の一般職の職員の給与改定の状況の推移をみると、平成8年度を100とした場合の平成24年度の指数は93.76であり、6.24ポイントの減となっている。

また一般行政職の平均給料月額推移をみると、平成8年度を100とした場合の平成24年度の指数は82.98であり、17.02ポイントの減となっている。

(注 平成24年度の給与改定は未実施であるが、平成24年度の人事院勧告における給与改定率は0%であり、平成23年度の指数をそのまま平成24年度の数値とした。)

(3) 他市の市長等の給料額との均衡

今回、市長等の給料額の改定にあたっては、他市の市長等の給料額との均衡を図る必要があると考えられることから、「政令指定都市」、同規模の市として「中核市」、また、同一経済圏内の市として「大阪府下各市」の状況の比較・検証を行った。各市の市長等の給料額の改定の際には、その時点における社会経済情勢等を反映した改定が行われていると思われるが、改定の時期によってはその傾向が異なることが考えられ、改定年月日順にその状況を確認した結果、平成8年度から現在までの間に改定を行った市のうち、近年改定した市のほとんどは減額改定であった。

市長の具体的な給料額を求めるにあたっては、より市の規模や権能において本市と類似している中核市との均衡を図ることを基本として検討を行った。

(4) 本市の財政状況

本市の財政状況は平成23年度普通会計決算見込みでは、歳入が前年度比2.3%増の1,876億3,600万円、歳出が同2.7%増の1,857億5,300万円となり、また実質収支では17億6,000万円の黒字であるが、単年度収支では2年ぶりに1億9,100万円の赤字となっている。

歳入については、たばこ税や法人市民税の増加により市税全体が0.1%増、また地方交付税は生活保護費、社会福祉費などの増加に伴い、その算定基礎となる基準財政需用額の増により、4.0%増加している。

一方、歳出については、職員数削減や退職手当減により人件費が4.9%減少しているが、扶助費が5.1%増加しており、義務的経費全体では2.3%の増、投資的経費は老人福祉施設等整備費補助事業や校舎耐震化事業などの小学校建設事業費の増などにより26.4%増加している。

本市の経常収支比率については、0.4ポイント改善され、95.7%、実質公債費比率については、7.8%に低下し、将来負担比率については下水道事業の地方債残高の減少により、64.6%から43.9%に改善されているが、生活保護費をはじめとする社会保障関係経費も5.5%増加しており、今後さらに厳しい財政状況となることが予想される。

(5) 市長等の職責・職務の重要性

市長は市を統括し代表する地位にあり、市政の最高責任者としての職責を有し、市民生活のあらゆる分野にわたる極めて重いものであり、また副市長は普通地方公共団体の長の補佐や、長の命を受け政策及び企画をつかさどるなど、市長と一体となって政策を具体化するうえで、重要な職責を担っている。

5. 改定についての考え方と意見

(1) 改定の方向性と市長の給料額

審議の過程において、市長は市民の負託を受けた本市行政執行の最高責任者として極めて重い職責を有し、またその勤務形態は不規則かつ

負担を強いられるものであるがゆえに、安易に引き下げを行うべきではないとの意見も出されたが、前述の「答申にあたり考慮した要素」に掲げた各要素の平成 8 年以降の推移をふまえると、今回の市長等の給料月額答申を行うにあたっては、減額を行う方向で見直しをすることが適当であるという結論に至った。

具体的な市長の給料額の算定にあたっては、「一般職の職員の給与改定の状況」及び「他市の市長の給料額との均衡」を基本として考えることとした。

「一般職の職員の給与改定の状況」については、一般行政職の平均給料月額の推移では平成 8 年度を 100 とした場合に、平成 24 年度においては 17.02 ポイントの減となっているが、これには職員の退職・採用などの新陳代謝の要素が含まれており、この数値をそのまま適用することはできない。

一方、全職員の平均改定率による一般職の職員の給与改定の状況の推移では平成 8 年度を 100 とした場合に、平成 24 年度においては 6.24 ポイントの減となっており、幹部職員（部長職）ではさらに 11.8 ポイントという高い減額状況となっているのでこの点を考慮した。

「他市の市長の給料額との均衡」については、全国の中核市との均衡を図ることを基本として検討したが、市長の職責・職務の困難さについても考慮する中で、より本市と人口規模、財政規模等が類似した市の市長の職務は同等のものと推測されることから、人口 40 万人以上の中核市（19 市）との均衡に主眼を置くこととした。

こうして比較を行った中核市においては、給与水準の地域間格差を調整するために地域手当を支給している団体と支給していない団体があるが、支給されている団体については、給料月額等に一定割合を乗じて得た額が毎月支給されており、実質上給料月額に組み込まれている実態をふまえ、地域手当を含んだ支給額により比較・検証することとした。

この場合の中核市（19 市）の市長の地域手当を含む給料月額の平均は 1,135 千円となり、地域手当を給料月額の 10% として換算した場合の給料月額は 1,032 千円となる。

市長の給料額については、これらの数値や人件費の抑制を含む行財政改革の取り組みを総合的に勘案して算定を行った。

(2) 副市長の給料額

副市長の給料額については、行政運営の最高責任者としての市長の給料額を中心にして議論を行い、これとの均衡において求めることとした。

市長の給料月額に対する副市長の給料月額の割合については、他市の状況を調査した結果、全国の中核市(40市)の平均では市長の給料月額の81.6%、大阪府下各市(30市)の平均では市長の給料月額の86.3%であり、これは中核市と一般市との傾向の違いも考えられるが、現在の本市の副市長の給料月額は市長の給料月額の84.3%で、中核市の平均と大阪府下各市の平均との中間に位置しており、現状の割合は適切であるとの結論に至り、改定後の市長の給料月額に現状の割合を乗じて給料月額の算定を行った。

(3) 改定の時期

本審議会においては前回市長等の給料の額について審議を行ってから約16年が経過しており、長期間にわたり適正な額についての審議がなされず改定が行われなかったことから、本答申による市長等の給料の額は可及的速やかに適用されるべきである。

6. 審議会として付記する意見

(1) 市長及び副市長の退職手当のあり方及び額について

今回、市長及び副市長の退職手当のあり方及び額についても意見具申を求められたところであり、他市の算定方法について調査を行った。

現在の本市の市長及び副市長の退職手当の算定方法については、次の計算式により求められることとなっている。

給料月額 × 在職月数 × 一定割合(以下「支給割合」という。)

調査を行った他市の退職手当の算定方法についても、ほぼ上記の計算方法となっており、本市の現行の支給割合並びに政令指定都市、中核市

及び大阪府下各市の支給割合の平均値については次のとおりである。

- ・ 本市の現行の支給割合
市 長 7 0 / 1 0 0 副市長 4 0 / 1 0 0
- ・ 政令指定都市の支給割合の平均値
市 長 5 7 . 9 / 1 0 0 副市長 4 1 . 3 / 1 0 0
- ・ 全中核市の支給割合の平均値
市 長 5 2 . 9 / 1 0 0 副市長 3 5 . 8 / 1 0 0
- ・ 大阪府下各市の支給割合の平均値
市 長 4 4 . 3 / 1 0 0 副市長 2 9 . 3 / 1 0 0

以上の結果から、本市の支給割合は、政令指定都市、中核市、大阪府下各市のいずれの支給割合の平均値と比較しても高水準にあり、特に中核市の支給割合の平均値を考慮して、引下げる必要があるということで意見の一致をみたので、具申する。

(2) 審議会の開催について

市長・副市長の給料額に関しては、平成15年度から臨時特例的な減額措置が行われているところであるが、平成8年に本審議会の答申を受けて改定が行われて以来、長期間にわたり適正な額についての審議がなされず、本来的な改定が行われていない。市長・副市長の給料額については、市民の理解を得るためには社会経済情勢等に的確に対応したものである必要があり、今後は定期的に見直しを行っていくよう具申する。

東大阪市特別職の議員報酬等審議会 委員

大 窪 久 代

北 口 良 一

木 下 吉 行

高 橋 由 紀 子

平 本 善 憲

松 浦 隆

弓 手 宏 亮

(五十音順)